

## 令和4年度第1回小金井市長期計画審議会 次第

日時 令和5年1月27日（金）午後6時30分から  
場所 小金井市役所本庁舎第一会議室

- 1 委員の委嘱及び市長挨拶
- 2 会長及び職務代理者について
- 3 諮問について
- 4 会議の運営等について
- 5 基本構想・基本計画について
- 6 施策評価について
- 7 今後のスケジュールについて

### ■配布資料

- 資料1 小金井市長期計画審議会の運営等について（案）
- 資料2 小金井市市民参加条例（抜粋）
- 資料3 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領
- 資料4 意見・提案シート
- 資料5 小金井市長期計画審議会条例
- 資料6 長期計画審議会のスケジュールについて

### ■その他配布物

- ・委嘱状
- ・第5次基本構想・前期基本計画 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・令和4年度 行政評価結果

# 小金井市長期計画審議会委員名簿

(任期：令和5年1月27日～令和7年1月26日)

令和5年1月27日現在

委員区分			氏名	備考
1号委員 (5名以内)	市民	公募委員 論文選考 (3名)	たかまつ おうすけ 高松 央介	
			たなか ちづえ 田中 千鶴枝	
			たばた ゆうや 田端 佑也	
		公募委員 無作為抽出 (2名)	あまの かな 天野 佳奈	
			かしま なぎさ 檜山 渚	
2号委員 (5名以内)	関係団体が推薦する者	こば ゆきお 木場 征夫	社団法人小金井市シルバー人材センター	
		こばやかわ よしのぶ 小早川 良信	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	
		すずき たくま 鈴木 琢真	多摩信用金庫	
		すどう よしあき 須藤 吉章	公益法人小金井市商工会	
		ふくひら けいいち 福平 恵一	小金井市青年会議所	
3号委員 (2名以内)	学識経験者	ばんば いくこ 萬羽 郁子	東京学芸大学准教授	
		わたなべ かじろう 渡邊 嘉二郎	法政大学名誉教授	
4号委員 (1名以内)	教育委員会 の委員	あさの ともひこ 浅野 智彦	小金井市教育委員会委員	
5号委員 (1名以内)	農業委員会 の委員	いでら よしか 井寺 喜香	小金井市農業委員会委員	
6号委員 (2名以内)	市に勤務する職員 及び 関係行政機関の職員	関係行政機関	はやし ひろし 林 博志	東京都北多摩南部建設事務所
		市勤務職員		

計15人

※委員区分毎五十音順

## 小金井市長期計画審議会の運営等について（案）

## 1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市長期計画審議会における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第 5 条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、各委員において内容を確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎 6 階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

## 2 会議の公開

小金井市長期計画審議会は、小金井市市民参加条例第 6 条の規定により、原則として公開する。

## 3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

## 4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) **「意見・提案シート」**が会議開催日の 1 週間前の午後 5 時までに提出された場合は（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

## 小金井市市民参加条例（抜粋）

## 第 2 章 市政情報の公開

## （市の会議の公開）

第 6 条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

## （情報公開手段の拡充）

第 7 条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- （1） 会議録の公開
- （2） 広報紙等の拡充
- （3） 情報公開施設の拡充
- （4） 通信等情報伝達手段の充実

## 小金井市市民参加条例施行規則（抜粋）

## （市の会議）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

## （非公開の会議）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

## （会議録等の非公開）

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

## （会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1） 全文記録
- （2） 発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3） 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

**第2条** 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

**第3条** 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

**第4条** 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

**第5条** 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

**第6条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第7条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

**第8条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

**第9条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第10条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第11条** 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

**第12条** この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。



第1回小金井市長期計画審議会

令和5年1月27日

## 小金井市長期計画審議会条例

(設置)

**第1条** 小金井市基本構想・基本計画を策定するとともに、同計画を推進し、及び効果を検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の推進及び効果検証に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 関係団体が推薦する者 5人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 教育委員会の委員 1人
- (5) 農業委員会の委員 1人
- (6) 市に勤務する職員及び関係行政機関の職員 2人以内

3 前項第1号に定める委員は、公募によるものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長が前条第2号の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議公開)

**第7条** 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

**第8条** 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第1回小金井市長期計画審議会

令和5年1月27日

## 長期計画審議会のスケジュールについて

## 1 次回の開催について

日時：令和5年3月23日（木）午後2時から

場所：小金井市商工会館3階 A会議室

※予備日：令和5年3月30日（木）午後6時30分から 場所：未定

## 2 今後のスケジュールについて

日程		内容	
令和4年度 施策評価			
3月 日	第2回	・令和4年度施策評価のまとめ(答申)	
令和5年度 施策評価			
6月下旬	第1回	・諮問 ・自己評価、指標結果の報告	
7月下旬	第2回	・施策評価シートの検討	
8月下旬	第3回	・令和5年度施策評価のまとめ(答申)	
令和6年度 施策評価			後期基本計画
6月下旬	第1回	・諮問 ・自己評価、指標結果の報告	・市民アンケート調査
7月下旬	第2回	・施策評価シートの検討	
8月下旬	第3回	・令和6年度施策評価のまとめ(答申)	
(未定)	第4回	・後期基本計画策定に向けて	